

# 登記の特例制度を使う場合の流れ等

登記事項証明書 1通 600円 (オンライン請求 500円)  
 閉鎖登記簿謄本 1通 600円 (オンライン請求 500円)  
 旧土地台帳写しは、無料

**事前準備**  
(所有者等の調査)

- 行政書士等に依頼する場合、依頼範囲と書士の選定・報酬相談
- 登記簿等の収集  
(登記事項証明書・閉鎖登記簿謄本・旧土地台帳) ↑
- 固定資産税の納税証明書・同課税台帳の記載事項証明書の収集
- 相続人の調査  
(除籍・戸籍・原戸籍謄本等の収集) ↓

除籍謄本等 1通 750円、戸籍謄本 1通 450円

**所在不明者がいる**

- 所在不明者の調査と特定  
・不明者への配達証明書付き郵便の送付 → 配達証明付き郵便 84+350=434円
- 名義人や共有者全員が認可団体の構成員であった事の確認
- 所在が判明している登記関係者から同意の取得

**総会開催**

- 登記の特例を申請する事の議決が必要
  - 議事録作成と署名

**所在不明者がいない**

※登記の特例は使えません

**申請書類の作成**

- 申請書、登記事項証明書、保有資産目録、代表者証明等
- 疎明書類等の作成
  - 申請不動産をその区が所有していることについて、地域の実情に精通した者等からの証言を記した書面等
  - 申請不動産の名義人全てが当該団体の構成員であった事について、地域の実情に精通した者からの証言を記した書面等
  - 不明者について、不在証明書・配達証明付き郵便物が不到達であった旨の証明書・地域の実情に精通した者等からの証言を記した書面

**公告申請**

**役場書類審査**

**情報提供**

**村長の公告 (3カ月以上)**

異議がない場合等

異議がある場合

異議がない場合及び異議があってもその者に資格要件がない場合は、異議がなかった旨を証する書面の交付

異議を述べた者に資格要件が確認できた場合、手続きは中止

**登記申請**

- 法務局へ登記申請
  - ・登録免許税 (評価額の 20/1000)
  - ・司法書士への報酬は、要相談

白馬村総務課

## 公告に対する異議申し立て

白馬村総務課

以下の登記関係者（表題部所有者、所有権の登記名義人、これらの相続人等）は、公告した内容に異議を申し立てることができます。

（異議を申し出た登記関係者等の住所・氏名等は、認可地縁団体に通知されます。）

### 1. 異議を述べることができる登記関係者の範囲

- (1) 申請不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人
- (2) 上記(1)の相続人
- (3) 申請不動産の所有権を有することを疎明する者

### 2. 異議申出手続きに必要な書類

- (1) 異議申出書（様式あり）
- (2) 添付書類（上記登記関係者の違いにより異なるため、次表を参照）

登記関係者等の別	登記関係者等である旨を証する書類	申出書に記載された氏名及び住所を証する書類
表題部所有者又は所有権の登記名義人	・登記事項証明書	・住民票抄本の写し ・戸籍の附票の写し
上記の相続人	・登記事項証明書 ・戸籍謄抄本等	
所有権を有することを疎明する者	・所有権を有することを疎明するに足りる資料	

3. 異議を述べた者に資格要件が確認できた場合は、登記の特例制度の手続きは中止となり、資格要件が確認できない場合は、手続きを進めることとなります。